

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金 基本の考え方

01

令和6年能登半島地震の影響で、損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する(元に戻す)ための補助金です。

- ✓ 被災したことの証明(市町が発行する罹災証明書等)が必要です。
- ✓ 修繕・修理が原則ですが、以下の場合、建替や入替が可能です。
建物：全壊・大規模半壊判定の場合。修繕より建替が安い場合
設備：修理不能の証明書の発行がある場合、修理より入替が安い場合
- ✓ 元ある場所での建替が原則ですが、その場所では建替が出来ない理由があれば(液状化に伴う建築制限等)、移転も補助対象です。
- ✓ 建物の取壊しは、半壊以上で市町による公費解体(自己負担なし)が可能です。なりわい補助金の取壊しの扱いは以下のとおりなので、市町に確認の上、公費解体の活用をご検討ください。
元ある場所での建替なら取壊し費用も補助対象(1/4等を自己負担)
移転の場合は取壊し費用は補助対象外(全額自己負担)
※半壊判定で公費解体を行った場合、なりわい補助金で建物を建て替えることはできません

02

自らが所有している建物・設備で、事業のために使用しているものが補助対象です。

- ✓ 建物なら登記、設備なら資産計上されていることが原則必要です。
- ✓ 賃借物件やリース物件は、自らの所有でないため、使用者は補助金申請が出来ません。この場合、大家やリース事業者が申請をすることになります。

03

元に戻す復旧でなく、新たな取り組みや、防災・減災のための強靱化など、プラスアルファの復旧も補助対象となります。

ただし、元に戻すために必要な経費が補助上限となり、それを超える分は自己負担となります。

- ✓ 新たな取り組みとは、製造ラインの拡大・転換や、生産性向上のための新設備の導入、異業種への展開などの取り組みです。